事務所通信

今年のカレンダーもいよいよ残り1枚ですね。新型コロナウイルスが少しず つ落ち着いて、全国旅行支援も始まり、久しぶりに旅行へという方もいるので はないでしょうか。

街中では、クリスマスのイルミネーションがきらめき始めました。事務所で も、そろそろクリスマスツリーの準備をしようと思っています。

皆様におかれましては、いかがお過ごしですか。

さて、来年、再来年と相続に関する法律が変わります。皆様にも関係することがあるかもと思い、ご案内させていただきました。ぜひご一読ください。



六法 全書

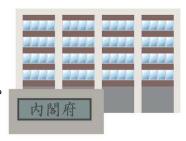
相続登記がされず放置されたため、公共事業や復興事業を行うために土地の所有者を探すのに多大な時間と費用がかかったり、土地が管理されず周囲の土地へ悪影響が出たりなど、「放置されること」による様々な問題が生じてきています。この問題の解消に向け、ついに国が動き出し、相続の制度について、特に不動産に関する法律の改正がされることになりました。

今回はQ&A方式で皆様に関わりがありそうなところをご紹介させていただこうと思います。

- 1. 相続登記が義務化になります!!
 - Q いつから義務化になるの?
 - A 令和6年4月1日 ~
 - Q いつまでに登記をしないといけないの?
 - A 所有権の取得を知った日から3年以内
 - **Q** 今までの相続はどうなるの?
 - A 令和6年4月1日よりも前の相続(過去の相続) も全て義務化の対象となります。
 - Q 遺産分けの話し合い(遺産分割協議といいます)は出来たんだけど、 登記までしなければいけないの?
 - A 遺産分割協議がまとまった場合、不動産を取得した相続人は、協議が 成立した日から3年以内に登記を申請しなければなりません。
 - Q 守らないとどうなるの?
 - A 正当な理由がないのに相続登記をしなかった場合、 10万円以下の過料の適用対象となります。



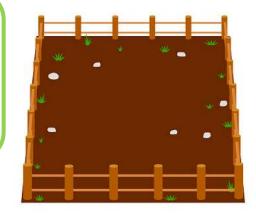
- 2. 国が土地を引き取ってくれる!?
 - Q どんな制度?
 - A 相続で土地を取得した相続人が、法務大臣の 承認を貰って国に土地を引き取って貰うことです。
 - ※「土地」が要件なので、「建物」は対象となりません。



- Q 誰でも申請できるの?
- A 相続や遺言で土地を取得した相続人であれば、誰でも申請可能です。 ※令和5年の2月以降に法務局にてご相談ください。
- Q どんな土地でも引き取ってくれるの?
- A どんな土地でもではありません。引き取って貰う土地には条件があります。通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外となります。

例えば、次のような土地は引き取って貰えない可能性があります。

- ・建物、工作物、車両等がある土地
- ・土壌汚染や埋設物がある土地
- ・境界が明らかでない土地
- ・担保権などの権利が設定されている土地
- ・通路など他人による使用が予定される土地



- Q 手続にはお金がかかるの?
- A 次のお金がかかります。
 - ① 審査手数料(金額はまだ未定)
 - ② 10年分の土地の管理料(負担金) ※土地の種類(宅地、山林、雑種地など)によって変わります。

いかがでしたか? 今回は相続の制度について変わるところの一部をご紹介しました。もしご質問等があれば、ぜひ事務所までお問い合わせください!

事務所からのお知らせ

~新入社員のご紹介~

篠ケ谷 明日香(しのがや あすか)



6月よりお世話になっております。

相続を中心に司法書士業務を担当しています。 お客様の不安が安心に変れるよう、精一杯対応 させていただきます。

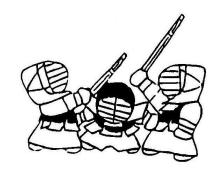
どうぞ、よろしくお願い致します。

~ ききのはら塾(旧はりはら塾)~

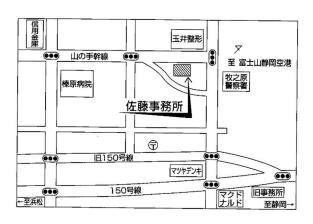
来年6月から「第11回遺言セミナー」(令和5年6月1日~7月27日で全5回シリーズ)を開催します。

相続のこと、相続財産国庫帰属のことなど、皆様の関心のあるテーマをとり あげて行っていきます。興味のある方はご連絡ください。

令和4年12月吉日



〈事務所案内図〉



7421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤 事務 所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409